

## FRP複合容器再検査基準(KHKS016)に対するパブリックコメントの結果及び対応案

No.	該当箇所	ご意見	ご意見に対する対応内容(案)
1	全体	<p>FRP基準は他の基準では代用できない特殊性がある。</p> <p>FRP容器は、現在移動容器規格委員会でKHK自主基準の改正案を審議されている空気呼吸器用一般継目なし容器やアルミニウム合金製一般継目なし容器と違って、強度部材であるFRPが容器外面を覆っている。</p> <p>FRP容器の安全を維持するには、FRPの損傷具合を適切に目視で確認し、再検査の可否を下すことが最も重要であり、写真でFRP損傷事例を明示し、省令等を補完していた自主基準は今後も必要である。空気呼吸器用一般継目なし容器再検査基準やアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準では、それぞれの容器特性を踏まえた不合格の事例が写真で明示されており、省令等の基準を補完している。また、これらの基準の不合格事例はFRP基準として代用はできるものではない。</p>	<p>本基準は関係法令の改正等により、現行の規定内容で存続させることはできない。一方、現在、FRP容器に係る再検査の規格及び方法は既に容器則及び容器則細目告示に規定されている。従って、現状において本基準の改正は不要と考える。なお、本基準に規定された内容(傷深さの検査)を容器則等における規定を満足する範囲で判定の基準とすることは今後とも問題はない。</p>
2		<p>許容キズ深さの表示義務がない時期のFRP容器の再検査基準としても必要。現行法令では巻き込みラベル等で表示することが義務づけられているが、旧法令では許容キズ深さの表示はなく、これまでFRP基準がその代わりに担っていた。現在も許容キズ深さの表示がない容器は使用されており、FRP基準は必要である。</p>	<p>平成10年6月26日付け環境立地局保安課事務連絡「特別認可により製造・輸入された繊維強化複合容器の再検査について」において容器検査所は、KHKS016に規定された許容傷深さを基準とすることが規定されており、今後とも本基準を用いることに問題はない。</p>
3		<p>FRP容器の検査及び補修</p> <p>FRPの傷深さにおける検査が写真つきで掲載されており、また補修方法についても写真つきで掲載されており、分かりやすい基準であるので存続を希望する。</p>	<p>本基準は関係法令の改正等により、現行の規定内容で存続させることはできない。一方、現在、FRP容器に係る再検査の規格及び方法は既に容器則及び容器則細目告示に規定されている。従って、現状において本基準の改正は不要と考える。なお、本基準に規定された内容(傷深さの検査)を容器則等における規定を満足する範囲で判定の基準とすることは今後とも問題はない。</p>